

議案第54号

南風原町立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

南風原町立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年12月11日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

社会的なニーズの高まりに対応し、町民や関係機関連携による地域福祉活動の充実を図ることを目的に、指定管理者制度を導入することから改正する必要があるため提案する。

南風原町立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

南風原町立児童館の設置及び管理に関する条例（平成2年南風原町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

（5） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事業

第7条中「この」の前に「この条例に定めるもののほか、」を加え、同条を第22条とし、第6条を第21条とし、第5条の次に次の15条を加える。

（利用できる範囲）

第6条 児童館を利用することができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 児童及びその保護者
- （2） 子ども会等児童団体
- （3） 児童の健全育成団体
- （4） 前各号に定めるもののほか町長が必要と認めた者

（開館時間）

第7条 児童館の開館時間は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び南風原町立学校管理規則（平成13年南風原町教育委員会規則第1号）第3条第1項第4号から第7号に規定する休業日（以下「休業日」という。）を除く。）は、午前12時から午後6時までとし、土曜日及び休業日は午前9時から午後6時までとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第8条 児童館の休館日は、次のとおりとする。

- （1） 日曜日
- （2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （3） 慰霊の日（6月23日）
- （4） 1月2日及び3日並びに12月29日から31日まで

2 前項の休館日は、町長が必要と認めるときは変更することができる。

(指定管理による管理)

第9条 児童館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下、「法」という。）

第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、町長が指定管理者にこれを行わせることができるものとする。

(指定管理者への適用)

第10条 前条の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第4条の規定の適用については、指定管理者において、館長その他必要な職員を置くものとする。

2 指定管理者による管理の場合における第5条、第6条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 指定管理者による管理の場合における第7条の規定の適用については、同条中「町長が特に必要と認めるときは」とあるのは、「指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ町長の承認を得て」と読み替えるものとする。

4 指定管理者による管理の場合における第8条の規定の適用については、同条中「町長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ町長の承認を得て」と読み替えるものとする。

(指定管理の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第5条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 児童館の利用の許可及び許可に関する業務
- (3) 児童館の利用の許可の取消等及び立入の制限等に関する業務
- (4) 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
- (5) その他町長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第12条 第9条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第13条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号に該当するもののうちから、最も適切に児童館の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書による施設の管理運営が利用者の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設及び設備の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) その他第2条に規定する設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(協定の締結)

第14条 指定管理者の指定を受けた団体は、町長と当該児童館の管理及び運営に関する協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 施設の管理及び運営に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者による施設の管理の実態を把握するために必要な事項

(指定管理者の指定の取消し等)

第16条 町長は、指定管理者が法第244条の2第10項の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町長は、その賠償の責めを負わないものとする。

(指定管理者の指定又は取消しの告示)

第17条 町長は、第13条の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は前条第1項の規定によりその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(指定管理者の原状回復の義務)

第18条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第16条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第19条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により児童館の建物、設備、備品その他物件を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を町長が必要であると認める事項を記載した書面により町長に届け出るとともに、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務)

第20条 指定管理者及び児童館の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、児童館の管理に関し知り得た個人情報を適切に管理するとともに、当該個人情報その他児童館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が当該児童館の管理業務を退いた後も同様とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に、改正前の南風原町立児童館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。